

# 相続手続きのご案内

相続手続きの概略についてご案内いたします。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ  
わせください。

1. 相続手続きの流れ
2. 必要書類のご案内（共通）
3. 必要書類のご案内（相続方法別その他）
4. 戸籍謄本を取得していただく際のお願い

高 知 銀 行  
こうぎん相続&くらしのサポートプラザ  
電話番号 0120-077-085

# 1. 相続手続の流れ

## ①お亡くなりになられた方（被相続人）名義のご預金等

口座名義人さまが、お亡くなりになったご連絡と同時に、お亡くなりになられたお客さま（被相続人）の口座での取引（預金の入出金等）は、制限されますので、ご留意ください。

## ②相続のお申出・必要書類のご案内

相続方法・相続人さまの範囲について確認させていただき、相続手続に必要な書類をご案内いたします。

## ③必要書類のご準備とご提出

被相続人さま等の戸籍（除籍）謄本または法定相続情報一覧図の写し、相続人さまの印鑑証明書等の相続関係書類（相続方法により異なります。）をご用意いただき、こうぎん相続&暮らしのサポートプラザから送付する専用返信用封筒により簡易書留でご郵送いただくか、お取引店へご提出ください。

## ④「相続手続依頼書」への署名・実印捺印

こうぎん相続&暮らしのサポートプラザより「相続手続依頼書」をお送りするか、お取引店にて「相続手続依頼書」をお渡ししますので（被相続人さまのお取引内容によって対応が異なります。）、相続人さま等が署名および実印を捺印してください。

## ⑤「相続手続依頼書」のご提出

相続人さま等が署名および実印を捺印した「相続手続依頼書」をこうぎん相続&暮らしのサポートプラザから送付する専用返信用封筒により簡易書留でご郵送いただくか、お取引店へご提出ください。

## ⑥相続手続・通帳等のお受取

相続預金等の支払・名義変更等の手続き完了後に、預金計算書・通帳等をお返しいたします。

### お手続の所要日数について

- ・相続関係書類のご提出から手続完了までは3週間程度を目安としてください。
- ・ご提出いただいた書類に不備・不足がある場合には、再度のご提出や追加資料のご提出をご依頼させていただきますので、あらかじめご了承ください。

## 2. 必要書類のご案内（共通）

以下①～⑥は、共通して必要な書類です。ただし、②③は省略できる場合もございます。

### ①相続手続依頼書

相続預金等の手続方法を、相続人さま等の署名および実印捺印によりお届けいただく当行所定の書類です。

### ②被相続人さまの戸籍（除籍）謄本等

- ・ 出生から死亡までの連続したものがが必要です。法定相続情報一覧図がある場合は、不要です。
- ・ 改正原戸籍謄本等が必要になる場合があります。
- ・ 相続方法によっては、省略できる場合もございます。

### ③相続人さま全員の戸籍謄本等

相続人さまであることを確認できる戸籍謄本等が必要です。

- ・ 被相続人さまの戸籍（除籍）謄本等で相続人さまであることが確認できる場合は不要です。
- ・ 相続人さまが兄弟姉妹となる場合には、被相続人さまのご両親の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本等の写しが必要です。

### ④相続人さま全員の印鑑証明書

- ・ 市区町村発行後6カ月以内のものをご用意ください。
- ・ 相続人さまが未成年の場合は親権者（特別代理人や未成年後見人）さまの印鑑証明書が必要な場合があります。
- ・ 相続人の中に海外に在住している相続人がいる場合は、印鑑証明書が取れませんので、居住地の日本大使館・領事館で発行される「在留証明書」および「署名【サイン】証明書」が必要になります。

### ⑤被相続人さま名義の通帳・証書・キャッシュカードなど

- ・ 喪失されている場合は、相続手続依頼書に喪失内容をご記入ください。

### ⑥ご来店の際は、ご本人さまであることが確認できる資料（運転免許証、健康保険証など）と実印をお持ちください。名義変更を希望される場合は、名義人さまもご来店いただき、銀行取引印もお持ちください。

### 3. 必要書類のご案内（相続方法別その他）

#### 1. 相続方法別

共同相続（相続人全員による相続）の場合

P2. **2. 必要書類のご案内(共通)**に記載しております。

遺言書による相続の場合

○遺言書

○遺言検認調書謄本（公正証書遺言の場合は不要です）

○家庭裁判所の遺言執行者選任審判書謄本（審判で選任されている場合）

遺産分割協議書による相続の場合

○遺産分割協議書

家庭裁判所の調停または審判による相続の場合

調停・・・○家庭裁判所の調停調書謄本

審判・・・○家庭裁判所の審判調書謄本および確定証明書

#### 2. その他

①相続財産管理人による手続の場合（相続人の存在不存在が明らかでないとき）

○相続財産管理人の選任審判書謄本

②相続人の中に相続放棄者がいる場合（次のいずれかが必要）

○家庭裁判所の相続放棄申述受理証明書

○家庭裁判所の相続放棄申述受理通知書

※ いずれも原本をご提出ください。ご返却が必要な書類は、写しをとらせていただいた後にお返しいたします。

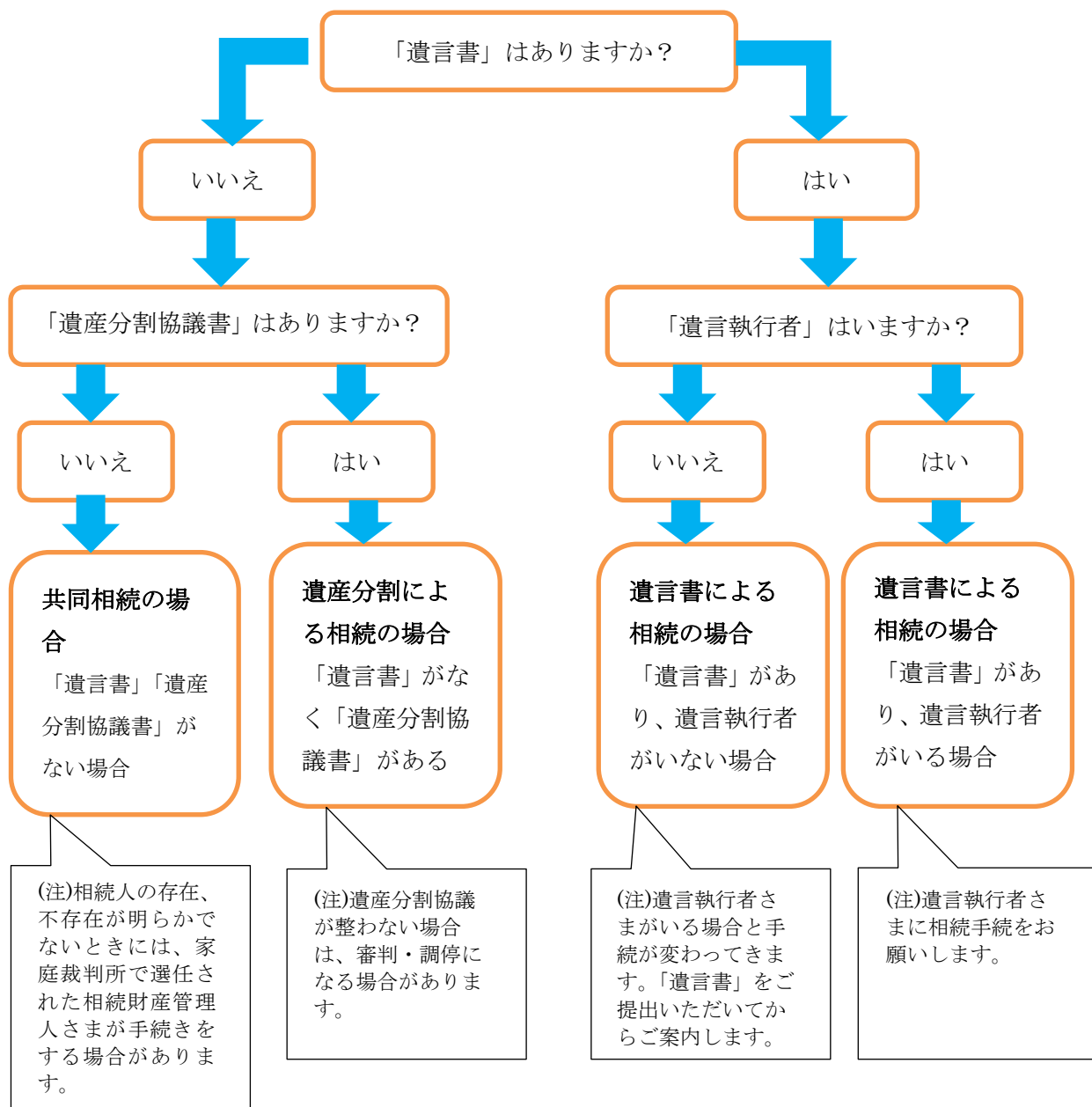
※ ご相続内容により別途書類が必要になる場合がございますのでご了承ください。

※ ご相続方法によっては、必要書類を省略できる場合もございます。

※ 当行所定の相続手続書類の住所・氏名は、印鑑証明書どおりご記入ください。

## 相続方法別とは

### 相続方法別



(注) 相続人の中に相続放棄者がいる場合は、「相続放棄申述受理証明書」または「相続放棄申述受理通知書」が必要になります

## 4. 戸籍謄本を取得していただく際のお願い

- ・相続手続きに際しましては、相続人さまを確定するために、お亡くなりになられた方（被相続人さま）の「出生から死亡までの連続した戸籍謄本」をすべてご用意いただく必要があります。ただし、法定相続情報一覧図の写しがある場合は、必要ありません。

- ・相続人さまを確定するために必要となる戸籍謄本の種類については、「戸籍謄本」「除籍謄本」「改正原戸籍」があります。

市町村役場（本籍を管轄する役所）で取得いただく際は、住民課等の担当者の方に、「相続人の確定に使用するため」「相続手続きに使用するため」とお申し出ください。

- ・郵送で請求される場合は、お電話にて本籍地市町村の戸籍の係にお問合せのうえ手続きをしてください。